

令和6年10月18日

静岡地方最低賃金審議会

会長 畑 隆 殿

静岡地方最低賃金審議会

静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 本庄 淳志

静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情
報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月5日、静岡地方最低賃金審議会において付託された静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

岡谷 典子

社会保険労務士

畑 隆

学校法人常葉大学 常葉大学経営学部 特任教授

本庄 淳志

国立大学法人静岡大学 人文社会科学部法学科 教授

労働者代表委員

内山 千穂

日本労働組合総連合会静岡県連合会 副事務局長

坂部 友紀

ヤマハ労働組合 中央副執行委員長

寺岡 康彰

電機連合静岡地方協議会 事務局長

使用者代表委員

鈴木 良則

一般社団法人静岡県経営者協会 専務理事

深井 健一

三菱電機株式会社静岡製作所 総務部長

藤田 綾子

藤田電気株式会社 代表取締役副社長

静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金

1 適用する地域

静岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け又は巻線の業務

ハ 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,042円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月21日